

群馬大学社会情報学部教務委員会内規

平成 16 年 4 月 1 日 制定

改正 平成 18 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学社会情報学部常置委員会に関する規程第 1 条第 2 項の規定に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業計画に関すること。
- (2) 試験（入学試験を除く。）に関すること。
- (3) 卒業に関すること。
- (4) 非常勤講師に関すること。
- (5) 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、聴講生及び外国人留学生に関すること。
- (6) その他教務に関する事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会で選出された教員 1 人
- (2) 学科から選出された教員 4 人

(任 期)

第 4 条 前条の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 1 号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 会議は、委員 4 人以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。